

- 京都府中小企業応援条例 -

京都産業を支える中小企業のみなさんを応援するための施策を総合的に展開します。

- 経営の安定、再生及び承継の支援
- 融資、経営・技術支援など
- 成長・発展促進のための支援
- 融資制度、創業等の促進など
- 知的財産活用等の促進支援
- 特許等の流通促進支援、知恵の経営の支援など
- 人材育成、技術継承等支援
- 人材育成促進など

- 認定後の支援措置 -

各支援措置の活用には、別途審査等が必要なことがあります。

- チャレンジ・バイ（京都府新商品・サービス販売促進支援制度）
貴社の商品を京都府庁が入札なしに購入可能（購入を約束するものではありません）
病院・社会福祉施設等の購入助成制度、京都府庁での率先購入による支援（H27～）
- 不動産取得税の軽減措置
研究開発等事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減（軽減率10分の9）
- 資金支援
文化産業振興資金
(独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度)

- 審査のポイント -

審査は書面の他にプレゼンテーション発表にて行われますので、下記のポイントについて分かりやすくまとめることが重要です。

新規性または独自性	既存事業と比較して、自らの強みを活かした新たな事業を展開できているか（新規性）、他社と比較して長けている部分はあるか（独自性）について等
実現可能性	自らの成長発展を実現するために事業を実施できる体制か、また、課題を克服できる能力を有しているか等
市場性・将来性	新たに事業展開する市場について分析し、市場のニーズを把握した上で、計画できているか等

- 認定についての相談・受付窓口 -

本社所在地	相談申請窓口	TEL
京都市、向日市、長岡京、大山崎町の方	（公財）京都産業21 お客様相談室 (京都市下京区中堂寺南町134)	075-315-9090
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の方	山城広域振興局 農商工連携・推進課 (宇治市宇治若森7-6)	0774-21-2103
亀岡市、南丹市、京丹波町の方	南丹広域振興局 農商工連携・推進課 (亀岡市荒塚町1-4-1)	0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、綾部市の方	中丹広域振興局 農商工連携・推進課 (舞鶴市字浜2020)	0773-62-2506
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の方（織物・機会金属業関係を除く）	丹後広域振興局 農商工連携・推進課 (京丹後市峰山町丹波855)	0772-62-4304
同上の織物・機械金属業関係の方	（公財）京都産業21 北部支援センター (京丹後市峰山町荒山255)	0772-69-3675

認定制度についての お問い合わせ

京都府商工労働観光部 産業振興課
(京都府庁2号館3階) 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
TEL 075-414-4851 FAX 075-414-4842
<https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sinko/monozukuri/ninsho/genki.html>



京都府

元気印 中小企業認定制度

みなさんの研究開発や需要開拓の取組を応援します！

京都府内に
新たな取組を
アピールしたい！

新工場を建てて
新たなことにチャレンジ
したい！



- 元気印認定制度とは？？ -

府内の中小企業の方が独自に
培ってきた強みを生かしイノ
ベーションに挑戦される取組を
京都府が応援します。

認定を受けた中小企業の方は
不動産取得税の軽減措置や
制度融資などの支援策を活用する
ことができます（別途審査あり）。

認定制度の主な特徴と取り組むメリット

●中小企業自らの強みを生かした取組を認定

幅広い業種を対象に、中小企業の強みを生かしたイノベーションの取組（研究開発等事業計画書）を京都府知事が認定します。

※「強み」とは、特許、ノウハウなどの知的財産をはじめ、技術・人材・ネットワークなど企業価値向上の源泉となりうるもの

をさします。

メリット！

○新事業の取組を府内全域にアピールできる！

○会社のブランディングに活用することができる！

●新事業計画の策定支援・さまざまな取組の幅広い支援

新たな事業展開等への事業計画策定の支援はもちろん、中小企業者単独で行うものに限らず、企業連携や企業と大学等と連携して行う、技術・商品・役務の研究開発、その成果の利用を事業化するための需要開拓の提案など、さまざまな取組を幅広く支援します。

メリット！

○新事業の計画を、より明確化できる！

○自社の思考だけでは見つからない、新事業の取組の新たな可能性に繋げることができる！

●認定事業計画の実行のための支援策

認定事業を対象にした不動産取得税の軽減措置や制度融資などの支援策を用意しています。

※詳細は裏面記載。

メリット！

○資金面からのバックアップで計画の実現可能性を高めることができる！

※各支援策において、それぞれ別途審査が必要です。

主な申請要件等

●中小企業者（法人、個人）、組合等（事業協同組合、商工組合、商店街振興組合等）及び有限責任事業組合で、府内に事務所等を設置し、継続して事業を実施する者

認定事業を対象にした不動産取得税の軽減措置や制度融資などの支援策を用意しています。

●中小企業者自らの「強み」を生かした、成長発展をめざす事業であること

- 新たな技術の研究開発及びその成果の利用に関する事業
- 新たな商品の研究開発又は生産に関する事業
- 新たな役務の研究開発又は提供に関する事業
- 商品の新たな生産又は販売の方式に関する事業
- 役務の新たな提供の方式に関する事業
- 事業化のために必要な需要の開拓に関する事業

※研究開発等による成果を事業化するために行う需要の開拓に関する事業

- 独自の技術等の高度化による新たな需要の開拓に関する事業

※企業活動等で培った高度な技術等（技能を含む）更に磨きをかけて行う需要の開拓に関する事業

【成長発展を示す指標】

付加価値の伸び率（営業利益+人件費+減価償却費）

●計画期間は5年以内

認定手続きの流れ

1. 申請準備

/

申請窓口に相談してください。※詳細は裏面記載。

2. 申請書作成

/

手引書の作成ポイントに添って申請書を作成してください。
手引書、申請書フォーマットはHPよりダウンロードできます。

3. 申請書の ブラッシュアップ

/

担当者および財団コーディネーターの個別支援により
申請書のブラッシュアップを行います。

4. 申請書類の 準備・提出

/

申請書類（※1）を揃えて、窓口に提出してください。
※1：申請書類は下記参照。

5. 申請受付

/

締め切り厳守（※2）で申請書を提出してください。
※2：申請締め切りは偶数月の20日前後。
締め切り・開催日時の詳細はHPより確認できます。

6. 現地調査

/

中小企業診断士と職員による現地調査・事業計画のヒアリングを行います。

7. プrezent資料 の作成

/

プレゼンテーション用資料を作成してください。参考のひな形・
作成のポイントは別途お渡します。

8. ブラッシュアップ 会議（予行演習）

/

本番の1週間前を目途に予行演習を行います。ビジネススーパー
バイザーによる事前指導でブラッシュアップを行います。

9. 意見聴取会議 (本番)

/

プレゼンテーション（10分間）の後、委員による
質疑が行われます。

10. 府知事の認定

/

受付窓口より意見聴取の結果をお知らせします。
認定企業に対する各種支援策があります（※別途審査あり）。

提出書類

- ①研究開発等事業計画認定申請書（第1号様式）及び研究開発等事業計画書（別表1～6）
- ②定款または有限責任事業組合契約書の写し
- ③申請の日の属する事業年度の直前の2事業年度における決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
- ④登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明）
- ⑤府内において事務所又は事業所を設置し、当該事務所又は事業所において継続して事業を実施していることが分かる書類（会社案内、事業紹介等で可）

※提出部数 ①②③④⑤ 各1部

[申請者が個人事業主の場合は、①③⑤の書類を提出してください。]

※申請は事業者様が直接行っていただくようお願いします。

（産業支援機関）

○京都府内の商工会・商工会議所 ○京都府商工会連合会

○京都府中小企業団体中央会

申請書のダウンロードは
こちらから！▶▶

